

府中市下水道排除基準

対象物質又は項目		対象者	特定事業場排水基準	除害施設等排水基準
下水道法施行令の基準	1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	2	シアン化合物	1mg/L以下	1mg/L以下
	3	有機燐化合物	1mg/L以下	1mg/L以下
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	5	六価クロム化合物	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	6	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	13	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	20	チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	21	シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	22	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	23	ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	25	ほう素及びその化合物	10mg/L以下	10mg/L以下
	26	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下	8mg/L以下
	27	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
	28	フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下
	29	銅及びその化合物	3mg/L以下	3mg/L以下
	30	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下
	31	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L以下	10mg/L以下
	32	マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L以下	10mg/L以下
	33	クロム及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下
	34	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
府中市下水道条例の基準	35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		
	36	水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)
	37	生物化学的酸素要求量（BOD）	600mg/L未満 (300mg/L未満)	600mg/L未満 (300mg/L未満)
	38	浮遊物質（SS）	600mg/L未満 (300mg/L未満)	600mg/L未満 (300mg/L未満)
	39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5mg/L以下	5mg/L以下
		動植物油類含有量	30mg/L以下	30mg/L以下
	40	窒素含有量	240mg/L以下 (150mg/L以下)	240mg/L以下 (150mg/L以下)
	41	燐含有量	32mg/L以下 (20mg/L以下)	32mg/L以下 (20mg/L以下)
	42	温度		45度未満 (40度未満)
	43	沃素消費量		220mg/L未満

※36, 37, 38, 40, 41, 42に係る（ ）内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。

※ 部分の基準を超える下水を排除した場合、直ちに処罰されることがあります。（直罰基準）